

## 神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業特定事業に関する変更契約書

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川DLCパートナーズ株式会社（以下「乙」という。）は、平成27年4月24日付で仮に契約し、同年7月13日締結の神奈川県議会の議決をもって本契約となった神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業特定事業契約（以下「原契約」という。）、平成29年4月7日付で仮に契約し、同年7月6日締結の神奈川県議会の議決をもって本契約となった神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業特定事業に関する変更契約（以下「変更契約1」という。）、平成30年4月26日付で仮に契約し、同年7月11日締結の神奈川県議会の議決をもって本契約となった神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業特定事業に関する変更契約（以下「変更契約2」という。）及び令和元年5月20日付で仮に契約し、同年7月8日締結の神奈川県議会の議決をもって本契約となった神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業特定事業に関する変更契約（以下「変更契約3」という。）について、下記のとおり契約内容の一部を変更する。

本変更契約は仮契約であって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、神奈川県議会の議決をもって、本変更契約が締結されたものとする。

なお、本変更契約において特段の定義なく使用された用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、原契約に定義された意味を有するものとする。

本変更契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和2年1月7日

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2  
神奈川DLCパートナーズ株式会社  
代表取締役 森田 兼光

### 記

#### 1 変更内容

- (1) 変更契約3別紙1 契約金額を別紙1のとおり変更する。
- (2) 変更契約2別紙2 各会計年度における本件工事費の支払いの限度額を別紙2のとおり変更する。
- (3) 変更契約2別紙3 支払限度額に対応する各会計年度の出来形予定額を別紙3のと

おり変更する。

(4) 変更契約 2 別紙 4 ①サービス購入料 1 を別紙 4 のとおり変更する。

## 2 確認事項

本変更契約に定めなき事項は、全て原契約、変更契約 1、変更契約 2 及び変更契約 3 の各条項に従うものとする。

別紙1

(2) 変更前

4 契約金額 金 19,699,634,479 円

課税事業者

(取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 1,531,294,328 円)

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第83の規定により算出したものである。

内 訳

- (1) 本館棟等に係る施設整備業務に係る対価【サービス購入料1-(1)】  
9,898,880,921 円 (うち消費税額 733,250,431 円)
- (2) 待合棟等に係る施設整備業務に係る対価【サービス購入料1-(2)】  
2,386,963,861 円 (うち消費税額 176,812,136 円)
- (3) 雨水貯留槽等に係る施設整備業務に係る対価【サービス購入料1-(3)】  
933,937,067 円 (うち消費税額 69,180,522 円)
- (4) 施設等のうち本館棟等の維持管理業務に係る対価【サービス購入料2-(1)】  
2,969,764,095 円 (うち消費税額 266,291,995 円)
- (5) 施設等のうち待合棟等の維持管理業務に係る対価【サービス購入料2-(2)】  
692,993,894 円 (うち消費税額 62,999,443 円)
- (6) 施設等のうち雨水貯留槽等の維持管理業務に係る対価【サービス購入料2-(3)】  
2,233,000 円 (うち消費税額 203,000 円)
- (7) 運営支援業務に係る対価【サービス購入料3】  
313,365,360 円 (うち消費税額 28,118,860 円)
- (8) SPC 運営経費に係る対価【サービス購入料4】  
643,896,281 円 (うち消費税額 56,837,941 円)
- (9) 大規模修繕業務に係る対価【サービス購入料5】  
1,857,600,000 円 (うち消費税額 137,600,000 円)

※支払いのスケジュールについては、別表のとおりとする。

(2) 変更後

4 契約金額 金 19,766,306,643 円

課税事業者

(取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 1,537,355,434 円)

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 83 の規定により算出したものである。

内 訳

(1) 本館棟等に係る施設整備業務に係る対価【サービス購入料 1 - (1)】  
9,898,880,921 円 (うち消費税額 733,250,431 円)

(2) 待合棟等に係る施設整備業務に係る対価【サービス購入料 1 - (2)】  
2,426,161,943 円 (うち消費税額 180,375,599 円)

(3) 雨水貯留槽等に係る施設整備業務に係る対価【サービス購入料 1 - (3)】  
961,411,149 円 (うち消費税額 71,678,165 円)

(4) 施設等のうち本館棟等の維持管理業務に係る対価【サービス購入料 2 - (1)】  
2,969,764,095 円 (うち消費税額 266,291,995 円)

(5) 施設等のうち待合棟等の維持管理業務に係る対価【サービス購入料 2 - (2)】  
692,993,894 円 (うち消費税額 62,999,443 円)

(6) 施設等のうち雨水貯留槽等の維持管理業務に係る対価【サービス購入料 2 - (3)】  
2,233,000 円 (うち消費税額 203,000 円)

(7) 運営支援業務に係る対価【サービス購入料 3】  
313,365,360 円 (うち消費税額 28,118,860 円)

(8) SPC 運営経費に係る対価【サービス購入料 4】  
643,896,281 円 (うち消費税額 56,837,941 円)

(9) 大規模修繕業務に係る対価【サービス購入料 5】  
1,857,600,000 円 (うち消費税額 137,600,000 円)

※支払いのスケジュールについては、別表のとおりとする。

別紙 2

(1) 変更前

11 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における本件工事費の支払いの  
限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

|      |                |
|------|----------------|
| 28年度 | 1,199,509,592円 |
| 29年度 | 2,196,399,458円 |
| 30年度 | 6,864,255,515円 |
| 31年度 | 1,348,513,119円 |
| 32年度 | 1,092,341,803円 |
| 33年度 | 518,762,362円   |

(2) 変更後

11 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における本件工事費の支払いの  
限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

|        |                |
|--------|----------------|
| 平成28年度 | 1,199,509,592円 |
| 平成29年度 | 2,196,399,458円 |
| 平成30年度 | 6,864,255,515円 |
| 令和元年度  | 1,348,513,119円 |
| 令和2年度  | 1,143,753,282円 |
| 令和3年度  | 534,023,047円   |

別紙3

(1) 変更前

12 支払限度額に対応する各会計年度の出来形予定額は、次のとおりである。

|      |                |
|------|----------------|
| 28年度 | 1,199,509,592円 |
| 29年度 | 2,196,399,458円 |
| 30年度 | 361,283,644円   |
| 31年度 | 1,348,513,119円 |
| 32年度 | 415,174,705円   |

(2) 変更後

12 支払限度額に対応する各会計年度の出来形予定額は、次のとおりである。

|        |                |
|--------|----------------|
| 平成28年度 | 1,199,509,592円 |
| 平成29年度 | 2,196,399,458円 |
| 平成30年度 | 361,283,644円   |
| 令和元年度  | 1,348,513,119円 |
| 令和2年度  | 427,388,102円   |

別紙 4

(1) 変更前

① サービス購入料 1

| 回数 | 時期     |     | サービス購入料 1     |               |             | 消費税及び<br>地方消費税 | 合計            |
|----|--------|-----|---------------|---------------|-------------|----------------|---------------|
|    |        |     | (1)           | (2)           | (3)         |                |               |
| 1  | 平成28年度 | 部分払 | 1,110,657,030 |               |             | 88,852,562     | 1,199,509,592 |
|    |        | 一括払 |               |               |             |                |               |
| 2  | 平成29年度 | 部分払 | 2,033,703,209 |               |             | 162,696,249    | 2,196,399,458 |
|    |        | 一括払 |               |               |             |                |               |
| 3  | 平成30年度 | 部分払 |               | 334,521,893   |             | 26,761,751     | 361,283,644   |
|    |        | 一括払 | 6,021,270,251 |               |             | 481,701,620    | 6,502,971,871 |
| 4  | 平成31年度 | 部分払 |               | 1,248,623,259 |             | 99,889,860     | 1,348,513,119 |
|    |        | 一括払 |               |               |             |                |               |
| 5  | 平成32年度 | 部分払 |               |               | 384,421,024 | 30,753,681     | 415,174,705   |
|    |        | 一括払 |               | 627,006,573   |             | 50,160,525     | 677,167,098   |
| 6  | 平成33年度 | 部分払 |               |               |             |                |               |
|    |        | 一括払 |               |               | 480,335,521 | 38,426,841     | 518,762,362   |

(2) 変更後

① サービス購入料 1

| 回数 | 時期     |     | サービス購入料 1     |               |             | 消費税及び<br>地方消費税 | 合計            |
|----|--------|-----|---------------|---------------|-------------|----------------|---------------|
|    |        |     | (1)           | (2)           | (3)         |                |               |
| 1  | 平成28年度 | 部分払 | 1,110,657,030 |               |             | 88,852,562     | 1,199,509,592 |
|    |        | 一括払 |               |               |             |                |               |
| 2  | 平成29年度 | 部分払 | 2,033,703,209 |               |             | 162,696,249    | 2,196,399,458 |
|    |        | 一括払 |               |               |             |                |               |
| 3  | 平成30年度 | 部分払 |               | 334,521,893   |             | 26,761,751     | 361,283,644   |
|    |        | 一括払 | 6,021,270,251 |               |             | 481,701,620    | 6,502,971,871 |
| 4  | 令和元年度  | 部分払 |               | 1,248,623,259 |             | 99,889,860     | 1,348,513,119 |
|    |        | 一括払 |               |               |             |                |               |
| 5  | 令和2年度  | 部分払 |               |               | 395,524,113 | 31,863,989     | 427,388,102   |
|    |        | 一括払 |               | 662,641,192   |             | 53,723,988     | 716,365,180   |
| 6  | 令和3年度  | 部分払 |               |               |             |                |               |
|    |        | 一括払 |               |               | 494,208,871 | 39,814,176     | 534,023,047   |